

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

評価機関

名 称	株式会社第三者評価機構
所 在 地	静岡市葵区材木町8番地1 柴山ビル1F-A
評価実施期間	平成28年8月1日～平成28年10月31日
調査評価者番号	① 第 H21-a008号
	② 第 H16-a004号
	③ 第 H20-b007号

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称(施設名):たんぼぼ第二保育園	種別:保育所
代表者氏名(管理者):山崎文子	開設年月日:平成27年4月1日
設置主体:社会福祉法人花の園会 経営主体:社会福祉法人花の園会	定員: 70名 (利用人数 58名)
所在地:〒437-0021 袋井市広岡1115-10	
連絡先電話番号 0538-86-5293	FAX 番号 0538-86-5293
ホームページアドレス http://www.hananosono.sakura.ne.jp/	

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事		
一般保育事業 延長保育事業 乳児保育事業 障害児保育事業 子育て支援事業	入園式 親子遠足 歯科・内科検診 夏祭り 川遊び遠足 運動会 防災訓練 みかん狩り 遠足 クリスマス会&発表会 卒園式など		
居室概要	居室以外の施設設備の概要		
一戸建て(平屋) 建物面積681.25㎡ 年齢別保育室 6 給食室 1 沐浴室 1 事務室 1 玄関ホール 1 多目的室 1	園庭面積 3663.17㎡ プール(夏季のみ設置) 砂場 総合遊具		
職員の配置			
職種	人数	職種	人数
園長	1	事務	0.5
主任	0	調理員(栄養士1)	2
保育士	12	嘱託医(歯科・内科各1)	2

2 評価結果総評(利用者調査結果を含む)

◆特に評価の高い点

※公的事業への真摯な経営姿勢とアウトソーシング

公的な事業を行うものは、公正・公平な立場から第三者機関による評価は重要な事と受けとめ、開設から1年半での受審に至っています。また、経理や労務について専門家の指導を細目に受けている点も信頼に値します。

※新規開設にあたり「質の確保」への尽力

新規開設にあたり法人内の保育園から半数異動させ、主に新卒の職員と複数担任のクラスでペアを組むことで質の確保に努めています。またペアにおいて活動をリードする職員、フォローする職員として一週間ごとに交替させ、「本人のやりたいことを尊重」して個々の意欲を高めている点も安心が高まる体制です。

※園児の心に寄り添うことのできる保育士育成とチームワークの高さ

園児の心に寄り添うことのできる保育士の育成に努め、その一環として職員アンケートを実施、異口同音に「仕事が楽しい」とあったことは足取りが確かなことが覗えます。また、園長先生を「おばちゃん先生」と呼ぶことで風通しのよいチームワークのとれた職場環境にあります。

◆特に期待する点

※園内の5S 活動の強化

新築の清潔な園内ですので、そのことがより活きるよう、整理整頓、清潔、掃除の徹底が図られることを期待します。

※運営推進会議の実施

周囲に工場があるという特異な立地ということもあり、町内会長、民生委員、工場の役職者等地域の皆さんで集い、園の発展が地域とともにあるよう期待します。

※職員の接遇教育

「おばちゃん先生」と園長を呼ぶことで上下の垣根がなくチームワークのとれた職場環境にありますが、対外部には意識した変容ができる等、状況に応じて適切な対応がとれるようになることを期待します。

※保護者アンケートの実施

自己評価については受審年でなくとも取組む予定のことと思いますが、保護者アンケートも事業毎とともに年度での実施をおこない、今以上に相互理解が高まることを期待します。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

公的な事業を行うものは、公正・公平な立場から第三者機関による評価は重要な事と受けとめ、法人としては4回目の受審をお願いしました。

社会福祉法改正や保育新制度、周辺保育施設の急増など前回受審より大きく環境が変わりました。また法人としても事業拡大して平成27年度に第二保育園を開園する大きな変化がありました。事業拡大に向けて組織的運営を意識してきましたが、改めて職員・法人全体で運営やサービスの質の向上を考える機会として有効に活用できればと思います。

4 評価分類別評価内容

評価対象 I	
1 理念・基本方針	1 入園説明書、重要事項説明書、個人情報説明と合わせ、保護者には同意書への署名を得ているものの、開設から間もないこともあり、保護者への周知には課題が残ることがアンケート結果から確認されている。
2 計画の策定	2 事業経営を取り巻く環境と法人の経営環境が把握されている。また保育内容、組織体制、設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況の一つひとつが検討され、課題をミエル化した中長期計画がある。ただし、法人のものであるため、園独自のものがあるとよい。 3 定められた評価基準に基づいて、年に1度自己評価をおこなっており、今後も静岡県福祉サービス第三者評価の受審を予定しているが、職員間の課題共有が高まるとさらによい。
3 管理者の責任とリーダーシップ	4 入園説明会資料をもって、職員とともに保護者に向け園長が責任表明をおこなっている。 5 法令遵守への姿勢が綴られた職員心得を基にミーティングで具体的な事例を挙げて周知の機会を設けており、監事監査研修に参加して社会福祉法を習熟している。 6 「上から目線をしない」として「おばちゃん先生」と親しまれ、保育士の声が自然に入る園長を目指しており、フォロワー型リーダーシップが展開している。 7 接遇面では主に外部者への言葉遣いでの標準化に取り組むことを期待する。
評価対象 II	8 年1回監査をする専門家が月次の内容を確認して都度指導を仰ぐなかで、小口現金を廃止してクレジット決済に切り替えるという初

1 経営状況の把握	<p>の試みに取り組んでいる。</p> <p>9(法人として)保育所連合会に加え社会福祉法人経営者協議会に加入してと、積極的にネットワークならびに学びを深めている。</p>
2 人材の確保・養成	<p>10 職務分掌において組織体制、業務分担及び協力体制について明文化され、人事考課も成されている。</p> <p>11 当園全体に必要な教育研修として年間計画を備え、実施も順次進められ、1名につきおおよそ2講座の外部研修へ出席している。個別の教育計画及び実施があるとなおよい。</p> <p>12 法人内の他園長が浜松情報専門学校においてカリキュラム検討委員として活動中であり、本園の実習は「希望や得意なことを聞いてからおこなっている」。また保育士には実習生だった者が多く居る。</p>
3 安全管理	<p>13 危険回避マニュアル、大量調理マニュアル、食中毒防止マニュアルなどを備え、嘔吐物、手洗いについて等部分的な内容は年一回研修をおこない、感染が心配される時期には毎週でも注意を促しているが、職員周知が標準化されるとなおよい。</p>
4 地域との交流と連携	<p>14 近隣に小学校はなく、工場に囲まれているが、園の方針から野外活動が多く、散歩での関わりは日常的にある。</p>

<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>15 新築の木の香りも残る園舎で、デッキ活用のイベント企画等、新しい取り組みが考案されつつあり、また広い園庭では除草車での整備がおこなわれていて、催事への期待が膨らむ。</p> <p>160～1歳児は床に柔らかい素材を導入、保育室は勾配天井、0～1歳児は広すぎず落ち着くように天井はフラットに設計と、随所に配慮がある造りである。</p>
2 サービスの質の確保	<p>17 専門家が揃う袋井市の子ども支援室の恩恵を受け、園児の成長を地域全体で見守る体制があり、より充足感のある保育活動につながっている。</p> <p>18 保育関係書類の書式を一新している。27年度書類改訂し、28年度再考し、自分達の考えたことが形となり、運営の参画者であることを職員が実感していることは評価に値する。</p> <p>19 新規開設にあたり法人内の保育園から半数異動し、主に新卒の職員と複数担任のクラスでペアを組み、質の確保に努めている。またペアにおいて活動をリードする職員、フォローする職員として一週間ごとに交替させ、「本人のやりたいことを尊重」して個々の</p>

	<p>意欲を高めている。</p> <p>20 野菜を育て、あまり野菜を食べない子でも自己関与した野菜は食べられた等、家ではムリでも保育園では食べる子もいる。3月はちらし寿司といった行事食や誕生日メニュー、リクエスト献立もある。</p> <p>21 職員会議は定期的だが、個々のケース会議は随時開催とし、迅速に動いている。ただし、全職員で共有できる仕組みがあるとよい。</p> <p>223歳児以上の個別計画、評価をおこなっている。また日常の様子は、「これから保育士がしっかり伝えていきます」宣言をお便りでだし、保護者と保育士の子どもへの相互理解が進んでいる。</p> <p>23「後輩の保育士が先輩の保育士どう見ているか」等について職員アンケートを実施し、皆「仕事が好き」とあったことに運営側は力を得ている。</p>
3 サービスの開始、継続	<p>24 ホームページを充実させ、またメールでの一斉送信、入園説明資料の改編と、“伝える、力を持ち、また入園前資料などはプロジェクター投影をおこない、「わかりやすく」に尽力している。</p>
4 サービスの実施計画の策定	<p>25 袋井市では生活管理指導表を用いたアレルギー調査書式が用意されているが、園では情報を統合管理するアレルギー管理表へと発展させ、保育士・栄養士・保護者が100%共通理解の下、取り組んでいる。</p>

評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	① 理念が明文化されている。	A
	② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	A
	② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	B

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
①	中・長期計画が策定されている。	C
②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	C
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
①	計画の策定が組織的に行われている。	C
②	計画が職員や利用者等に周知されている。	C

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	B
②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	B

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	B
②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	B
③	外部による評価・監査が実施され経営改善に取り組んでいる。	A

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
①	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	B
②	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	B

	③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	B
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	B
	② 職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	B
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B
	② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	B
	③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
	① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。	A
	② 実習生の育成について積極的な取組を行っている。	A

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	① 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	B
	② 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	B
	③ 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	B
	④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	C
	⑤ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	B
	⑥ 発生した事故を把握している。	B
	⑦ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	B
	⑧ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	B

	⑨ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	B
--	--	---

Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	① 小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	B
	③ 利用者地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	B
	③ 施設が有する機能を地域に還元している。	A
	④ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	B
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 必要な社会資源を明確にしている。	B
	② 関係機関等との連携が適切に行われている。	A
	③ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。	B
	④ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行なう体制が整っている。	B
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	① 地域の福祉ニーズを把握している。	A
	② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	B
	② 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	B
	③ 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	B

	④ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	B
	⑤ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	B
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。		
	① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備している。	B
	② 利用者満足の上昇に向けた取組を行っている。	B
	③ 子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	B
	④ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	B
	⑤ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	B
	⑥ 沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	B
	⑦ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	B
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	A
	③ 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	B
	④ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	B
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	B
	⑤ 相談援助の困難な場合についての対処方法がルール化されている。	B
	⑥ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面接などを行っている。	B
	⑦ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	B
	⑧ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	B

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の上昇に向けた取組が組織的に行われている。	

	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	B
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	A
	③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	B
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	B
	② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	B
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている。		
	① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	B
	② 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	B
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特徴を考慮して展開されている。		
	① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	B
	② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	B
	③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	B
	④ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	B
	⑤ 身近な自然や社会とかかわれるような取組がなされている。	A
	⑥ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	B
	⑦ 絵本、物語などに親しみをもち、文字、言葉、会話などに興味や関心もてるような配慮がされている。	B
	⑧ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	A
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		

	① 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	B
Ⅲ-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。		
	① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮をしている。	B
Ⅲ-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	② 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	③ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	④ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	B
Ⅲ-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	B
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	B
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	B

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	B
	② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	B
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。	B
	② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	B

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
①	保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	B
③	課題に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	B
③	食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が明示されている。	B
④	沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	B
⑤	身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	B
⑦	子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	B
⑦	指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	B
⑧	必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
⑨	子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	B
⑩	保育計画・指導計画を適切に策定している。	A
⑪	保育計画・指導計画の評価・見直しを行っている。	A